

岡山県子ども読書活動推進会議規約

(名 称)

第1条 この会は、岡山県子ども読書活動推進会議（以下「会議」という）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、子どもたちが、将来に対し夢や希望を持ち、他人に対する思いやりや責任感などの豊かな心をはぐくみながら健やかに成長するために、重要な読書活動を推進していくことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 官民協働（パートナーシップ）による子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進に関すること。
- (4) インターネットを活用した子どもの読書活動の推進に関すること。
- (5) 子どもの読書活動の推進に関する理解・関心の啓発に関すること。
- (6) その他、会議の目的の達成に必要なこと。

(組 織)

第4条 会議は、岡山県内の学識経験者、図書館関係者、学校関係者、児童福祉関係者、教育行政関係者、読書関係団体、その他読書に関係する者で組織する。

(委 員)

第5条 会議を構成する委員は、岡山県教育委員会教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長は、あらかじめ会議から委任された事項について、会議の決定を経ずに処理することができる。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 会議の司会は、会長が務める。

2 会長が必要と認めるときは、その都度、オブザーバーとして関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、岡山県教育庁生涯学習課に事務局を置く。

第9条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成15年7月28日から施行する。
- 2 会議成立当初の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成17年3月31日までとする。
- 3 委員は、その任期満了の場合においても後継者が就任するまでは、なおその職務を行う。

附 則

- 1 この規約は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年7月1日から施行する。